

2016年3月8日

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 1 電話052(972)2071 FAX052(972)4190 発行・日本共産党名古屋市会議員団

2月定例会本会議(3月8日) 西山あさみ議員

日本共産党は定数75を維持した改正条例案を提出

自・民・公が議員定数削減・報酬引き上げ条例を提出 市長は報酬半減恒久化条例を提案

自民・民主・公明の3党は3月8日、議員報酬を引 きあげる条例改正案と議員定数条例改正案を提出しま した。これに対し、日本共産党は議員定数条例の改正 案を提出、最新の国勢調査結果に基づいた定数に改正 する条例改正案を提出し、西山あさみ議員が提案説明 を行いました。西山議員の提案説明を紹介します。

多様な意見を反映することが できる議会へ

ただいま議題となりました「名古屋市議会の議員の 定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関す る条例の一部を改正する条例」につきまして、提案者 であります日本共産党名古屋市会議員団を代表して、 提案の趣旨をご説明申し上げます。

名古屋市議会基本条例はその前文で、「私たち名古 屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代 表であり、市民自治の要である」とし、「市民に身近 な存在であり、多様な意見を反映することができる議 会のさらなる充実と強化が求められている」と定めて います。

最低限の定数、1増1減で

現在の75名議員定数は、市民の多様な意見を議会に

反映させるために最低 限必要な定数であり、 その数は維持すること ともに、5年毎に行われ る国勢調査の結果を受 け、人口に比例した議 員数に改定し、より公 平な市民の意見を議会 に反映させる必要があ ります。

具体的には、平成27 年国勢調査の人口速報



値が官報で公示されました結果をもとに、東区、中村 区において、選挙すべき議員の数を1増1減とするも のです。

以上、「条例」について簡単にご説明申し上げます。 よろしくご審議いただき、皆様のご賛同を賜りますよ うお願い申し上げます。

市長も報酬条例を提案

市長は報酬半減の恒久化条例とそれに伴う補正予算 案(6億7000万円の減額)を提案しました。これ は委員会審議となります。

議員1人当たり人口(2016年3月)



行政区	定数
西区	5→4
中村区	5→4
昭和区	4→3
港区	5→4
南区	5→4
守山区	6→5
緑区	8→7

総定数は75→68 旧法定数は88

自民公の削減案 日本共産党の案

行政区	定数
東区	2→3
中村区	5→4
総定数は75のまま。	

国勢調査の結果に応じ た人口配分に見直す。